

【 精神科訪問看護(医療保険) 利用料金表 】

令和6年6月1日現在

サービス内容 (サービス提供条件など)				利用料金	利用者 負担額			
					1割負担	2割負担	3割負担	
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	看護師/ 作業療法士	週3日まで		30分以上	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
				30分未満	¥4,250	¥425	¥850	¥1,275
		週4日目以降		30分以上	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
				30分未満	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ		同一日 3人以上	週3日	30分以上	¥2,780	¥278	¥556	¥834
				30分未満	¥2,130	¥213	¥426	¥639
			週4日目 以降	30分以上	¥3,280	¥328	¥656	¥984
				30分未満	¥2,550	¥255	¥510	¥765
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ		入院中の外泊時			¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550
訪問看護管理療養費 *2		月の初日		¥7,670	¥767	¥1,534	¥2,301	
		月の2日目以降		¥3,000	¥300	¥600	¥900	
精神科緊急訪問看護加算		在宅療養支援病院の医師の指示による		¥2,650	¥265	¥530	¥795	
長時間精神科訪問看護加算		1回/日	週1日まで(条件下により週3日まで)	¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560	
夜間・早朝訪問看護加算		18:00～22:00 6:00～8:00		¥2,100	¥210	¥420	¥630	
深夜訪問看護加算		22:00～6:00		¥4,200	¥420	¥840	¥1,260	
複数名精神科訪問看護加算	看護師等	1回/日	回数制限なし	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	
	看護補助者	1回/日	週1日まで	¥3,000	¥300	¥600	¥900	
精神科複数回訪問加算		2回/日	厚生労働大臣の定める状態 特別訪問看護指示の交付	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	
		3回以上		¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	
24時間対応体制加算		月1回	利用者家族の同意のもと	¥6,520	¥652	¥1,304	¥1,956	
特別管理加算		月1回	厚生労働大臣の定める状態	¥2,500	¥250	¥500	¥750	
			上記のうち重症度の高いもの	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500	
退院時共同指導加算		退院時	療養上必要な指導を行った場合	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	
特別管理指導加算			厚生労働大臣の定める状態	¥2,000	¥200	¥400	¥600	
退院支援指導加算		退院日の翌日以降初日に加算		¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800	
		※長時間(90分以上)の場合		¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520	
在宅患者連携指導加算		月1回	利用者の同意のもと	¥3,000	¥300	¥600	¥900	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		月2回まで		¥2,000	¥200	¥400	¥600	
看護・介護職員連携強化加算		月1回		¥2,500	¥250	¥500	¥750	
訪問看護情報提供療養費		月1回	市町/学校/主治医の求めによる	¥1,500	¥150	¥300	¥450	
訪問看護医療DX情報活用加算		月1回		¥50	¥5	¥10	¥15	
訪問看護ターミナルケア療養費		適応時		¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500	

*1この金額は、医療保険法の法定利用料金に基づく金額です。

*2訪問看護管理療養費は、訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備され、訪問看護計画書及び同報告書を主治医に提出し連携を確保し、休日を含めた計画的な管理を継続して行う場合算定できます。

(理学療法士等が訪問している場合も、その作成にあたっては、利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせた看護職員の定期的な訪問により、利用者の病状及びその変化に応じた適切な評価を行います。)

＊（基本療養費＋管理療養費＋加算分）× 負担割合となります。

①	一般の方	1割または 2割負担	月額上限 18,000円
②	市民税非課税世帯の方		月額上限 8,000円
③	年収約370～770万円の方	3割負担	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
④	年収約770～1160万円の方		167,400円+(医療費-558,000円)×1%
⑤	年収約1160万円以上の方		252,600円+(医療費-842,000円)×1%

※届出が認められれば1割負担となる場合があります。高齢者保険の窓口にご相談ください。

※特定(指定難病)医療、自立支援医療の受給者証をお持ちの方は、公費による助成をうけられます。

一般の健康保険等の対象者

＊（基本療養費＋管理療養費＋加算分）× 負担割合となります。

①	一般の方	3割負担 (未就学 児は2割)	月額上限 57,600円
②	市民税非課税世帯の方		月額上限 35,400円
③	年収約370～770万円の方		80,100円+(医療費-267,000円)×1%
④	年収約770～1160万円の方		167,400円+(医療費-558,000円)×1%
⑤	年収約1160万円以上の方		252,600円+(医療費-842,000円)×1%

※こども医療、特定(指定難病)医療、自立支援医療の受給者証をお持ちの方は、公費による助成をうけられます。

その他の費用 ＊令和4年10月1日より施行
ご利用者様の都合による休業日のご利用につきましては、以下の料金がかかります。

休業日(土曜・日曜・12/31～1/3)	2,000円
----------------------	--------

交通費	300円	＊1回につき
	500円	＊当事業所より10kmを越える場合
在宅以外での看護 保険適応外の看護	8,000円/1時間	＊1時間以上のサービスについては応相談
死後の処置	20,000円	＊亡くなられた後の処置と処置材料費を含む
キャンセル料	2,000円	＊キャンセルのご連絡なくお休みされる場合、ご負担いただきます。 ＊サービス利用の前日までにご連絡いただいた場合、または 緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

連絡先(ケアル事務所)055-941-6105

【留意事項】 ＊サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、医療保険制度上、患者さまの心身の機能の維持回復のために療養上のお世話や診療の補助を行うこととされておりますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。